

防府市地域クラブ競技会等 参加補助金のお知らせ

《令和 7 年度》

地域クラブが競技大会に参加する際 の経費の一部を補助します

対象大会	中国大会・全国大会 ※予選大会を通過したものに限り
補助率	5/10 ※補助額は100万円が上限
申請者	防府市地域クラブの代表者

申請にあたっては交付要綱及びお知らせをよくご確認いただき、不明な点はお問い合わせください。

申請・問合せ先

〒747-0806 防府市寿町 7 番 1 号
防府市役所 本庁舎 8 階 学校教育課 クラブ管理事務局
TEL : 0835-25-2241 FAX : 0835-25-2203
E-mail : gakkou@city.hofu.yamaguchi.jp

競技会等の参加に関する補助金申請の手引

防府市が認定した地域クラブが中国大会や全国大会などの競技大会に参加する場合に要する経費の一部を補助します。

対象者

- ・大会開催要項により大会に参加登録された選手、マネージャー及び監督等
- ・選手、マネージャーとは…市内に在住している中学生または市内の中学校に在籍し、地域クラブに登録している中学生
- ・監督等とは…地域クラブ認定要綱により提出する申請書の中で、代表者、指導者、監督等として記載されている方（監督等の補助の対象は3名を上限とする）

対象大会

- ① 予選大会又は録音審査等で選考されて出場する大会
 - ② 中国大会以上の大会。ただし、中国大会の場合は全国大会への出場権を得ることができる大会に限る
- ①、②の両方の条件を満たす大会

対象経費の範囲

- ・交通費：一般交通機関により算出した運賃。ただし、借上車両を利用する方が安価な場合は、その額
- ・宿泊費：1人1泊につき上限額8,000円～19,000円（開催県により異なる）
- ・大会参加費：大会開催要領に定められた額
- ・競技用具運送費：大会において競技で使用する用具等の運送費

補助金額

- ・補助率：補助対象経費の10分の5以内
- ・補助限度額：1件につき100万円以内

補助回数

- ・1年度中に中国大会2回まで、全国大会2回まで

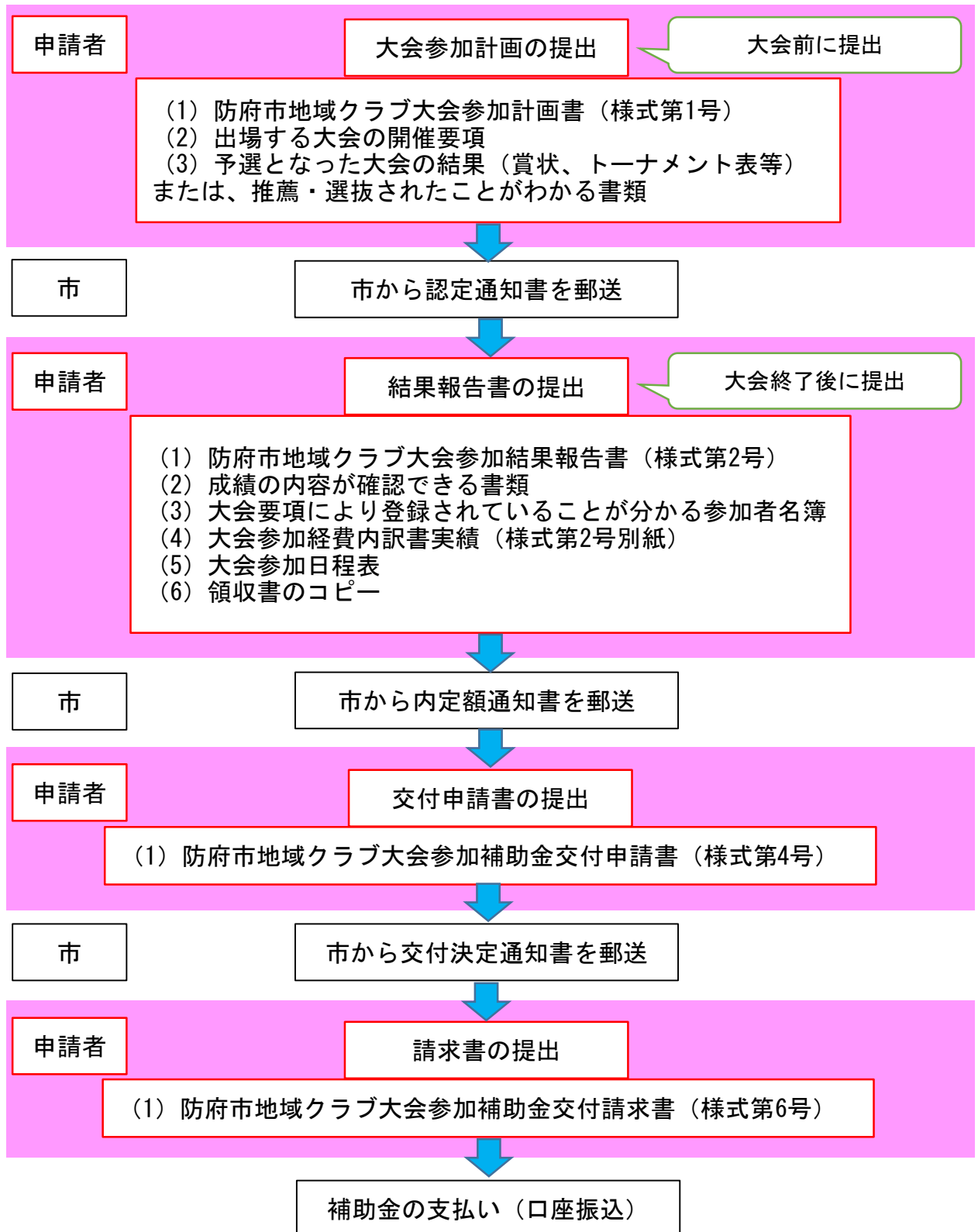
申請するタイミング

- ・大会参加が決定したら、大会が開催される前に大会参加計画書を提出
- ・大会参加後に資料がそろい次第、大会参加結果申請書を提出
- ・市から郵送される内定額通知書を受け取ったら、大会参加補助金交付申請書を提出
- ・市から郵送される補助金交付決定書を受け取ったら、補助金交付請求書を提出

注意事項

- ・提出は郵送、持参またはメール
- ・申請書類は、市ホームページまたは学校教育課窓口にあります
- ・申請にあたっては、交付要綱をよくご覧ください

申請の流れ



申請・問合せ先

〒747-0806 防府市寿町7番1号
防府市役所 本庁舎8階 学校教育課 クラブ管理事務局
TEL : 0835-25-2241 FAX : 0835-25-2203
E-mail : gakkou@city.hofu.yamaguchi.jp

Q & A ①

このQ & Aにない事例で判断に迷う場合等は、申請前にお問い合わせください。

(全般について)

Q1：提出する書類に押印は必要ですか。

A1：押印や署名は不要です。

Q2：防府市地域クラブ要綱に認定されていないクラブでも申請できますか。

A2：防府市地域クラブ要綱により認定を受けているクラブだけが申請できます。

Q3：令和7年度に開催された大会の申請を令和8年度にすることはできますか。

A3：申請は当該年度の大会に限ります。過年度の申請はできません。大会参加結果報告書等が4月1日以降になりそうな場合は、その事実がわかった時点で学校教育課に相談してください。

(対象者について)

Q4：保護者は補助対象となりますか。

A4：補助対象になりません。地域クラブ認定要綱において代表者等として登録され、大会参加申込書に監督、コーチ等として記載された方のみが補助対象となります。

(対象大会について)

Q5：県大会の参加に対する補助はありますか。

A5：ありません。

Q6：県大会等の予選大会がないのですが、録音での審査の結果により中国大会に出場する場合は申請できますか。

A6：申請できます。ただし、多数の参加を認めるような出場資格は申請できない場合があります。

Q7：県大会等の予選大会はないのですが、出場資格に「参加標準記録」が求められる場合は申請できますか。

A7：参加出場記録により選考されて出場する場合には申請できます。ただし、多数の参加を認めるような出場資格は申請できない場合があります。

Q & A ②

(対象経費について)

Q8：大会参加費、入場料、パンフレットの購入費は経費として認められますか。

A8：大会参加費については対象となります。入場料やパンフレットについては、購入しないと大会に参加できない場合は認められます。

Q9：チームでマイクロバスをレンタルして、監督や保護者が運転手を務めた場合は、どこまでが経費として認められますか。

A9：マイクロバスのレンタル料金及び有料道路の通行料金、ガソリン代、駐車料金が経費として認められます。

ガソリン代については出発前にガソリンを満タンにされることを前提としておりますので、出発後に給油した分のみ補助対象です。

Q10：宿泊は何日まで認められますか。

A10：前泊については、大会当日の移動では試合に間に合わない、前日に開会式がある等、宿泊が必要な場合のみ経費として認められます。

大会最終日については、大会終了後、その日のうちに自宅まで戻ることが困難な場合のみ認められます。

閉会式が別日の場合は、入賞している場合のみ閉会式の日まで滞在することができます。

Q11：トーナメント形式などで大会の途中で敗退した場合、それ以降の宿泊場所をキャンセルすることになります。その場合のキャンセル料は経費として認められますか。

A11：認められます。領収書を提出してください。

Q12：領収書は原本で提出する必要がありますか。

A12：原本で提出する必要はありません。領収書をはじめ、すべての書類はコピーで問題ありません。

Q13：会場までの交通費と宿泊費、移動途中の昼食代、添乗員の経費などをまとめて旅行会社に依頼した場合に、領収書だけの提出でも経費として認められますか。

A13：それだけでは認められません。領収書と一緒に、見積書や申込書などの明細が確認できる資料を添付してください。

なお、昼食代、添乗員関連経費は補助対象外です。

Q14：領収書の代わりにレシートでも証明になりますか。

A14：レシートを提出してください。

Q & A ③

(対象経費について)

Q15：経費を振込で払ったので、領収書が存在しないのですが、どうしたらよいですか。

A15：振込のときに金融機関で発行される利用明細票に合わせて、対応する見積書や申込書を添付してください。

Q16：経費をクレジットカードで払ったので領収書が存在しないのですが、どうしたらよいですか。

A16：決済の状況がわかる画面を印刷したものを領収書の代わりとして添付してください。

Q17：他の団体からの補助金額がわからないため大会参加結果報告書を提出することができませんが、どうすればいいですか。

A17：他の団体からの補助金額を除いてこの事業の補助金を計算するため、他の団体からの補助金額がわかる必要があります。

他の団体からの補助金額以外の書類が整っている場合は、他の団体からの補助金額以外の部分を記入して一旦提出し、後日他の団体からの補助金額に関する資料を提出することが可能です。

ただし、他の団体からの補助金額が判明するまでは、市から内定額通知書を送付しません。

(請求書、振込について)

Q18：振込先を会計担当者の名義の口座にしたいのですがどうすればいいですか。

A18：申請書は代表者が作成し、請求者も代表者となります。振込口座の口座名義人に個人名が含まれている場合は、代表者名の口座に振り込むこととなります。

ただし、代表者の委任状がある場合はほかの個人名義の口座に振り込むことが可能です。請求書の提出前に学校教育課に相談してください。

Q19：申請してから、どれくらいで交付されますか。

A19：補助金交付請求書を提出してから1か月以内に指定の口座に振り込みます。

Q20：申請しても対象とならない場合がありますか。

A20：対象大会としていないものや、補助回数の上限を超えた場合は対象となりません。

また、対象大会であっても他の団体からの補助金額が、市が認める経費を超えた場合は0円の内定額通知書を送付します。